

議員提出条例一覧

	題名	公布日
1	公聴会の参加者等の費用弁償についての条例	S24. 3. 10
2	三重県議会定例会の招集回数に関する条例	S31. 6. 20
3	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	S31. 10. 1
4	三重県議会委員会条例	S31. 12. 24
5	三重県議会事務局条例	S38. 7. 21
6	政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例	H7. 12. 22
7	三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例	H13. 3. 27
8	三重県政務調査費の交付に関する条例	H13. 3. 27
9	議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例	H13. 3. 27
10	三重県リサイクル製品利用推進条例	H13. 3. 27
11	県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	H14. 3. 26
12	三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例 (旧：県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例)	H14. 3. 26
13	三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例	H15. 3. 17
14	子どもを虐待から守る条例	H16. 3. 23
15	三重県地域産業振興条例	H17. 10. 21
16	三重の森林づくり条例	H17. 10. 21
17	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例	H18. 3. 1
18	三重県議会基本条例	H18. 12. 26
19	三重県議会議員の政治倫理に関する条例	H18. 12. 26
20	三重県地域づくり推進条例	H20. 5. 20
21	三重県食の安全・安心の確保に関する条例	H20. 6. 23
22	三重県議会議会改革諮問会議設置条例	H21. 3. 25
23	みえ歯と口腔の健康づくり条例	H24. 3. 27

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例
(昭和24年三重県条例第2号)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項の規定により議会に出頭した選挙人その他の関係人、同法第百九条第五項、第百九条の二第五項及び第百十条第五項の規定による公聴会に参加した者のうち議会又は常任委員会等から参加を求められた者、同法第百九条第六項、第百九条の二第五項及び第百十条第五項の規定により出頭した参考人並びに同法第二百五十一条第六項の規定により出頭した当事者及び関係人の要した費用の弁償は、次の例による。

- 一 公職にある者には、その公職によつて受ける旅費相当額
 - 二 その他の者は、県条例に定める選挙長の費用弁償相当額
- 附 則

この条例は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二十八年四月一日三重県条例第九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年十一月一日三重県条例第五十二号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年六月二十九日三重県条例第二十四号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、（中略）公布の日から（中略）施行する。